

別表

委任を受ける職員の官職	委任する事務の範囲	委任する期間
法務局長	公証業務に関する事務 (法務局が所掌しているものに限る。)	令和6年3月31日まで
地方法務局長	公証業務に関する事務 (地方法務局が所掌しているものに限る。)	令和6年3月31日まで

※ 委任する期間について、当該期間が経過した後引き続き個人情報保護委員会の協議が調った場合は、引き継ぎ委任する。 (平成15年法律第57号)第150条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会の協議が調った場合は、引き継ぎ委任する。 (平成15年法律第57号)第150条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会の協議が調った場合は、引き継ぎ委任する。